

京都市教育委員会告示第6号

平成19年3月27日京都市教育委員会告示第5号（個人演説会等の開催のために必要な施設の設備の程度等）の一部を次のように改めます。

平成20年1月7日

京都市教育委員会

「1 施設の設備の程度」の表南太秦小学校の項を次のように改めます。

南太秦 小学校	体育館	565	蛍光灯	蛍光灯	蛍光灯	蛍光灯	卓子1脚	腰掛	机 1脚
			40W24個	20W24個	20W3個	20W2個	いす1脚	100人分	いす4脚
			水銀灯		32W8個	32W3個	水差し1個	卓子1脚	
			400W15個				コップ1個	いす4脚	
			投光器						
			500W2個						

(教育委員会事務局総務部教育環境整備室)